

保護者の皆様へ

感染症による出席停止および治癒証明書の扱いについて（お知らせ）

令和4（2022）年12月

みよし市教育委員会

日ごろは、本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行により、医療ひっ迫が懸念されております。先日、文部科学省より「新型コロナウイルスや季節性インフルエンザについて、医療機関等が発行する検査結果や治癒証明書を求めない」旨の通知がありました。

つきましては、インフルエンザの治癒証明書を学校へ提出する必要はありません。しかし、インフルエンザ以外の下記の感染症については、今まで通り学校へ治癒証明書を提出してください。

インフルエンザは、治癒証明書を学校に提出する必要はありませんが、いつから登校可能かを必ず医師に確認してください。学校は、児童生徒の集団生活の場です。したがって、学校において人から人に感染する疾病、すなわち感染症が発生すると、集団的に感染、発病する危険性が高くなります。そのため、学校保健安全法施行規則に示された下記の感染症にかかると、一定の期間は学校へ出席してはいけない出席停止となります。

【出席停止期間の目安】☆期間（医師の許可があるまで）ただし、期間の目安は次のとおり

<治癒証明書の提出が不要>

- ①インフルエンザ …発症した後5日が経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

<治癒証明書の提出が必要>

- ②百日咳 …特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ③麻疹 …解熱した後3日を経過するまで
- ④流行性耳下腺炎 …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- ⑤風疹 …発疹が消失するまで
- ⑥水痘 …すべての発疹が痂皮化するまで
- ⑦咽頭結膜熱 …主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ⑧結核、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染、髄膜炎菌性髄膜炎 …病状により、医師において感染の恐れがないと認めるまで
- その他の感染症（溶連菌感染症）…適切な抗菌薬療法開始後24時間を越えるまで

手続きについては裏面参照→

【手続きについて】

- ① 医師により学校において予防すべき感染症と診断を受けたら、学校に連絡してください。
- ② 一定の期間が過ぎたら、医師による治癒証明を受けます。
治癒証明書用紙は、医療機関にあります。(みよし市・豊田市内の医療機関の場合)
- ③ 治癒後、登校の際に学校へ「治癒証明書」を提出してください。

※長期休暇中は、提出の必要はありません。

●治癒証明書について

- ・みよしの医療機関及び豊田市内で豊田加茂医師会に所属している医療機関であれば、治癒証明書の文書料はみよしの負担となるため、無料です。
- ・豊田加茂医師会に所属していない医療機関（日進市、東郷町など近隣市町の医療機関）を受診された場合は、治癒証明書の文書料は保護者負担となります。治癒証明書を発行してもらう前に、一度学校へご連絡ください。